

带状疱疹の予防接種についての説明書

带状疱疹とは

带状疱疹は、過去に水痘にかかった時に体の中に潜伏した水痘带状疱疹ウイルスが再活性化することにより、神経支配領域に沿って、典型的には体の左右どちらかに帯状に、時に痛みを伴う水疱が出現する病気です。合併症の一つに皮膚の症状が治った後にも痛みが残る「带状疱疹後神経痛」があり、日常生活に支障をきたすこともあります。带状疱疹は、70歳代で発症する方が最も多くなっています。

定期接種の対象となる方

東松山市に住民登録し、「過去に带状疱疹予防目的でワクチンを接種していない」次の方（ただし、任意接種で組換えワクチン（シングリックス）を1回受けた方は、残りの回数を定期接種できます。）

- ① 年度内に65歳を迎える方
- ② 60～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり日常生活がほとんど不可能な方（身体障害者手帳1級）
- ③ 令和7年度から令和11年度までの5年間の経過措置として、その年度内に70、75、80、85、90、95、100歳となる方も対象となります。「100歳以上の方」については、令和7年度に限り全員対象となります。

带状疱疹ワクチンとは

带状疱疹ワクチンには、「生ワクチン（水痘）」と「組換えワクチン（シングリックス）」の2種類があります。いずれのワクチンも、带状疱疹やその合併症に対する予防効果が認められています。

ワクチンの種類	生ワクチン（水痘）	組換えワクチン（シングリックス）
接種回数（方法）	1回（皮下に接種）	2回（筋肉内に接種）
接種スケジュール	—	通常、2か月以上の間隔を置いて2回接種 （医師が必要と判断した場合、接種間隔を1か月まで短縮可）
接種できない方	病気や治療によって、免疫が低下している方	免疫の状態に関わらず接種可
接種に注意が必要な方	輸血やガンマグロブリンの注射を受けた方は治療後3か月以上、大量ガンマグロブリン療法を受けた方は治療後6か月以上置いて接種	筋肉内に接種をするため、血小板減少症や凝固障害を有する方、抗凝固療法を実施されている方は注意が必要

【いずれのワクチンについても接種ができない方】

●接種前に発熱を呈している方、重篤な急性疾患に罹っている方、それぞれの予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな方等は、いずれのワクチンをも接種出来ません。

【いずれのワクチンについても接種に注意が必要な方】

- 心臓血管系、腎臓、肝臓、血液疾患等の基礎疾患を有する方
- 予防接種後、2日以内に発熱や全身の発疹などのアレルギー症状があった方
- けいれんを起こしたことがある方
- 免疫不全と診断されている方や、近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- 带状疱疹ワクチンの成分に対してアレルギーを起こすおそれのある方等

带状疱疹ワクチンの効果

効果の報告	生ワクチン（水痘）	組換え（裏面へ続く） （シングリックスへ）
接種後1年時点	6割程度の予防効果	9割以上の予防効果
接種後5年時点	4割程度の予防効果	9割程度の予防効果
接種後10年時点	—	7割程度の予防効果

※合併症の一つである、带状疱疹後神経痛に対するワクチンの効果は、接種後3年時点で、生ワクチン（水痘）は6割程度、組み換えワクチンは9割以上と報告されています。

带状疱疹ワクチンの安全性

ワクチンを接種後に以下のような副反応がみられることがあります。

（注意）接種後に気になる症状を認めた場合は、接種した医療機関へお問い合わせのうえ受診してください。

主な副反応の発現割合	生ワクチン（水痘）	組換えワクチン （シングリックス）
70%以上	—	注射部位の疼痛
30%以上	注射部位の発赤	注射部位の発赤、筋肉痛、疲労
10%以上	注射部位のそう痒感・熱感・腫脹・疼痛・硬結	頭痛、注射部位の腫れ 悪寒、発熱、胃腸症状
1%以上	発疹、倦怠感	注射部位のそう痒感、倦怠感 その他の疼痛
頻度不明	●水痘ワクチンについては、アナフィラキシー、血小板減少性紫斑病、無菌性髄膜炎 ●带状疱疹ワクチンについては、ショック、アナフィラキシー	

他のワクチンとの同時接種・接種間隔

いずれの带状疱疹ワクチンについても、医師が特に必要と認めた場合は、インフルエンザワクチンや新型コロナワクチン、高齢者肺炎球菌ワクチン等の他のワクチンと同時接種が可能です。

ただし、生ワクチン（水痘）については、他の生ワクチンと27日以上の間隔を置いて接種してください。

接種を受けた後の注意点

- ・ワクチンの接種後30分程度は安静にしてください。
- ・体調に異常を感じた場合には、速やかに医師へ連絡してください。
- ・注射した部分は清潔にしてください。接種当日の入浴は問題ありません。
- ・当日の激しい運動は控えるようにしてください。

予防接種健康被害救済制度について

予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、健康被害（病気や障害）が起こることがあります。極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすことはできないため、救済制度が設けられています。

制度の利用については、東松山市健康推進課（保健センター）ご相談ください。

お問い合わせ

■東松山市健康推進課（保健センター）

- ・電話番号：0493（24）3921
- ・対応時間：8時30分～17時15分
（土日・祝日除く）

■厚生労働省感染症・予防接種相談窓口

- ・0120（469）283（フリーダイヤル）
- ・受付時間：9時～17時
（土日・祝日、年末年始除く）

